

天理市告示第73号の3

天理市開発指導要領（平成元年9月天理市告示第45号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

天理市長 並 河 健

第1条 天理市開発指導要領（平成元年9月天理市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号イ中「通行時間帯」を「通行時間」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

第11条第1項中「開発事業」を「開発行為」に改め、同条第3項第1号中「60パーセント」を「60%」に、「40パーセント」を「40%」に、「25パーセント」を「25%」に、「20パーセント」を「20%」に改め、同項第2号中

「

10パーセント以上	6パーセント	16パーセント以上	4パーセント	20パーセント以上
12パーセント以上	6パーセント	18パーセント以上	2パーセント	20パーセント以上

を

」

「

10%以上	6%	16%以上	4%	20%以上
12%以上	6%	18%以上	2%	20%以上

に

」

改める。

第12条第1項第1号中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「上下水道事業の管理者」という。）」を「市長」に改め、同項第3号中「上下水道事業の管理者」を「市長」に改め、同条第2項第1号中「大和川上流流域下水道関連天理市公共下水道事業計画及び事業認可計画」を「天理市流域関連公共下水道事業計画」に改め、同項第5号中「上下水道事業の管理者」を「上下水

道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第13条の見出し中「及び水路」を「、水路及び防災調整池」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 開発事業者は、大和川流域（大和川流域における総合治水の推進に関する条例（平成29年10月奈良県条例第13号）第2条第1号に規定する大和川流域をいう。）内において開発面積が0.1ヘクタール以上の開発行為を行う場合、又は大和川流域外において1ヘクタール以上の開発行為を行う場合は、大和川流域における総合治水の推進に関する条例第9条第2項の規定により防災調整池その他雨水流出抑制施設（以下「防災調整池等」という。）を設置しなければならない。

3 開発事業者は、開発面積が大和川流域内においては0.1ヘクタール未満、大和川流域区域外においては1ヘクタール未満の開発行為であっても、放流河川及び水路等の排水能力等を総合的に勘案し、市長が特に必要と認める場合は、前項の規定に準じて防災調整池等を設置するものとする。

第14条を次のように改める。

（消防水利施設）

第14条 開発事業者は、奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程（平成26年4月1日奈良県広域消防組合消防長訓令甲第19号）に基づき、所轄の消防署長と協議して消防水利施設を設置し、及び消防活動空地、進入経路、道路隅切り等を確保しなければならない。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第21条中「第7号様式」を「第5号様式」に改める。

第22条第1項中「第8号様式」を「第6号様式」に改め、「第9号様式」を「第7号様式」に改め、同条第3項中「第10号様式」を「第8号様式」に改める。

第1号様式中「㊸」を削る。

第2号様式中

「

天 理 市	市長	団	担	部 長	㊟	開 発 者	開 発 事 業 者	
				課 長	㊟		氏 名	㊟
			当	担 当 者	㊟		設 計 者 氏 名	㊟

を

「

天 理 市	市長	団	開 発 者	開 発 事 業 者	
				氏 名	㊟
				設 計 者 氏 名	㊟

に

改める。

第4号様式中「㊟」を削る。

第5号様式及び第6号様式を削る。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式を第5号様式とし、第8号様式中「㊟」を削り、同様式を第6号様式とし、第9号様式中「㊟」を削り、同様式を第7号様式とし、第10号様式を第8号様式とする。

第2条 天理市開発指導要領の一部を次のように改正する。

(防犯カメラの設置)

第9条の2 開発事業者は、駐車場を併設するコンビニエンスストアその他の不特定多数の者が利用する施設を建築しようとする場合は、市長と協議の上、自己の負担において、駐車場等に向けられた防犯カメラを設置するよう努めなければならない。

2 前項の設置に当たっては、市が定める防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを遵守しなければならない。

3 開発事業者は、第1項の規定により設置した防犯カメラを適正に維持管理しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の天理市開発指導要領の規定は、この要領の施行の日以後に開発事業に係る事前協議を行う者について適用し、同日前に開発事業に係る事前協議を完了した者については、なお従前の例による。